

スペーシャル・プランニング研究

研究代表者 後藤 春彦
(創造理工学部 建築学科 教授)

1. 研究課題

スペーシャル・プランニングとは、直訳すれば空間計画となるが、ここで空間という単語をつかう理由をふたつあげることができる。ひとつは、都市のみならず非都市部もあわせて計画の対象とすることを意図していること。もうひとつは、物理的な空間のみならず社会的な空間もあわせて計画の対象とすることを意図していること。まさに、計画の対象と概念が、空間のネットワークや人間のネットワークへと拡大していることを前提として、本研究では、新しい計画概念と計画システムの構築をこころみる。

2. 主な研究成果

バランスがとれた多核的な都市・地域システムへの再編

人口減少による縮減社会の到来によって量的な拡大を是とする時代が終焉し、質的向上への転換を余儀なくされている。行財政の効率化をめざし市町村合併が推進されたことにより基礎自治体の範囲は拡大する一方で、有効な手段が講じられないまま中心市街地も周辺農山村部も弱体化が進行し、深刻な問題となっている。これを受けて、地方制度調査会は自治体間の相互連携による機能補完を打ち出し、「連携協約」制度の創設など、地方自治法の改正もすすみ、計画システム自体も抜本的な変革を求められることになった。

「シティ・リージョン」とは、都市や周辺地域の連携によるあらたな計画的圏域であるが、その設定によって意味するところが異なる。例えば、都市的土地利用と農的土地利用を一体的な計画単位として扱うこと。あるいは、都市とその周辺の町村からなる都市圏を一体的な計画単位として扱うこと。さらには、複数の都市圏の中心都市が連携した広域圏を計画単位として扱うことなどの差異があげられる。しかし、いずれもモビリティの増大により生活圏が拡大したことを背景に、圏域内の機能の相互補完による集約化とネットワーク化が戦略的に試みられていることは同じである。近代の計画原理にのっとり、単純に土地利用の純化をめざすのではなく、異なる性格の土地利用をあわせて一体的な空間像を描くことが希求されている。

一方、世界へ目を転じると、そうした傾向はより顕著なものとなっている。特に、国境を越えた都市間競争が激化する EU では、積極的に行政区画をこえた広範囲の圏域をシティ・リージョンと位置づける動きが活発化している。都市や農村がどのようなアライアンスを結び、戦略的な計画的圏域を構築するのが地域の将来を左右すると指摘されている。

さらに、EU で進められているスペーシャル・プランニングと呼ばれる計画理論は、土地利用等の物理的な事象を対象とするこれまでの都市計画や地域計画ではなく、社会空間の総体を構築していくことをめざすものである。従来の計画が全体から部分へ区画していく「分ける」

型だったのに対して、スペーシャル・プランニングは異質なものを統合していく「分かち合う」型の計画であり、都市と都市、都市と農村の区分を解き、シティ・リージョンと名付けられた有機的でダイナミックに流動する社会空間の構築を目指すものである。

都市と農村の土地利用に係る法体系の統合の好機

前掲の内閣府地方分権改革有識者会議による「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(2014年6月)の中で、今後の目指すべき「重要な政策分野(土地利用等)に関する改革」に、『中長期的な課題として、土地利用に関する各種法体系を総合的に運営する観点から、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の法体系を一元化するなど、可能な限り住民に身近な市町村が権限と責任を担う方向で、政府部内で議論を行うことが望まれる。』と記されている。

さらに同会議の農地農村部会の報告書(2015年3月)では、巻末に、『総合的かつ計画的な土地利用を行うため、都市と農村の土地利用に係る法体系の統合など、国土全体の利用の在り方を議論し、中長期的に土地利用に係る制度全般を見直していくことが望まれる。』と締めくくられている。この報告を受けて、都市と農村の土地利用に係る法体系の統合(例えば、「都市農村計画法(仮称)」)の検討が緒についたと言えよう。

イギリス、フランス、ドイツをはじめ、欧州各国の都市郊外や農村地域には「田園」と呼ぶにふさわしい質の高い空間が広がっている。これは、都市と農村の両方を含む総合的な計画によって創造され、育くまれ、守られてきた空間である。これらの国々では、都市においても農村においても『計画なくして開発なし』が原則で、その前提として計画的な土地利用のための法制が存在している¹。

一方、わが国の都市郊外は個性や魅力に乏しく、計画性の低い雑然とした空間がひろがっていることが多い。しかも、今後、都市が縮減をはじめることによって都市郊外はますます未利用地がまだら状に散在する空間になる恐れがある。都市が拡大から縮減へ転じるこのタイミングを捉えて、土地利用に係る法体系を再編することが喫緊の重要課題に位置付けられる。

3. 共同研究者

山村崇(理工学術院 助教)

4. 研究業績

4.1 学術論文(査読付き)

鈴木淳、後藤春彦、馬場健誠「秋葉原における商業集積の重層的混在に関する研究ーフローアー・マッピングを用いた業種立地の変化の分析ー」日本建築学会計画系論文報告集 第712号 pp.1307-1317 2015.6

申炳欣、後藤春彦「都市俯瞰景観における注視特性に関する基礎的研究 アイマークレコーダを用いた東京スカイツリーからの景観体験実験の分析」日本建築学会計画系論文報告集 第

¹ イギリス：都市農村計画法(1947) 都市農村部の一元的空間計画の枠組み

フランス：都市計画法典(1943) 農地を含む土地利用計画、開発規制等の枠組み

ドイツ：連邦建設法(1960)、建築法典(1986)に基づくFプラン(農地も含む土地利用大綱)の枠組み

714号 pp.1875-1884 2015.

吉江俊、後藤春彦「首都圏における住環境の価値表現としての住宅広告の「語り」の時空間的動態」日本建築学会計画系論文報告集 第716号 pp.2231-2242 2015.10

野田満、後藤春彦、山崎義人「住民自治の推進に向けたふるさと納税の活用に関する研究 福井県今立郡池田町「池田町まちづくり自治制度」におけるまちづくり体制の変遷に着目して」日本建築学会計画系論文報告集 第717号 pp.2533-2543 2015.11

秋間弘貴、後藤春彦、山村崇「東京西部におけるアニメーション産業の立地要因とその変遷」日本都市計画学会学術研究論文集 No. 50-3 pp.644-649 2015.11

車戸高介、後藤春彦、馬場健誠「首都圏におけるストリートダンサーの活動場所と配慮行動の実態」日本都市計画学会学術研究論文集 No. 50-3 pp.650-655 2015.11

田口友子、後藤春彦、佐藤宏亮「コミュニティビジネスの育成における ネットワーク組織の効果」日本都市計画学会学術研究論文集 No. 50-3 pp.1173-1182 2015.11

小林大祐、後藤春彦、山崎義人、野田満「中山間地域における酪農業の保全に向けた猟区制度活用の今日的課題」日本都市計画学会学術研究論文集 No. 50-3 pp.1310-1315 2015.11

馬場健誠、後藤春彦「地域分析のための多様な地理空間情報をひもづけた口述データの情報特性」日本建築学会計画系論文報告集 第718号 pp.2897-2906 2015.12)

4.2 総説・著書

大森彌、後藤春彦ほか「人口減少時代の地域づくり読本」公職研 2015.4 招待講演

パッツイ・ヒーリー著、後藤春彦監訳、村上佳代訳「メイキング・ベター・プレイス：場所の質を問う」鹿島出版会 2015.9

後藤春彦、太田圭昭、森孝司「鼎談 新宿東宝ビルは歌舞伎町のまちをどう変えるのか」近代建築 vol.69 pp.74-77 2015.8

後藤春彦、進士五十八、綱河功、柳野良明、松田彰「座談会 景観緑三法から景観まちづくり本格始動へ」公園緑地（日本公園緑地協会）vol.76 pp.12-19 2015.12

後藤春彦「都市農村計画と市民自治へ向けて」都市計画（日本都市計画学会）特別号 pp.26-27 2016.1

4.3 招待講演

後藤春彦「Urban regeneration in Kabuki-cho, Shinjuku」Industrial Development Bureau, Ministry of Economic Affairs（中華民国經濟部） GIS Convention Center, National Taiwan University（国立台湾大学）

細井裕司、後藤春彦「医学を基礎とするまちづくり」第29回 日本医学会総会 京都国際会館メインホール

4.4 学会および社会的活動

日本建築学会・監事

日本建築学会農村計画本委員会・委員

日本生活学会・理事

Member, the World Society for Ekistics

内閣府地方分権改革有識者会議・議員 内閣府地方分権改革有識者会議・地域交通部会・部会長

内閣府地域活性化プラットフォームワーキングチーム・主査

東京都景観審議会・委員

世田谷区都市計画審議会・委員

豊島区景観審議会・会長代理

新宿区景観まちづくり審議会・副会長

東京都調布市景観審議会・会長

新宿歌舞伎町・屋外広告物を使ったエリアマネジメント広告表示自主審査委員会・委員長

新宿区新宿駅地域まちづくりガイドライン検討委員会・委員・副委員長

独立行政法人大学評価・学位授与機構 国立大学教育研究評価委員会専門委員

(公益財団法人) 日本都市センター 人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する研究会・座長代理

(社) 地域環境資源センター技術検討委員会・委員

(社) 東京バス協会広告付きバス停留所第三者評価委員会・委員長

全国地域リーダー養成塾(財団法人地域活性化センター) ・主任講師

台湾・徳霖技術学院不動産学群国際名誉講座教授

早稲田大学・参与

5. 研究活動の課題と展望

人口減少・超高齢化社会を迎え、基礎自治体が各々の実情に応じて主体的な土地利用を計画し、総合的なまちづくりを推進することが望まれる。

特に、かつて郊外にむけてスプロールしていた地域では、都市化の圧力が弱まるとともに逆都市化がはじまり、空地・空き家などが増加し、市街地内に無秩序にオープンスペースが発生する状況に陥いるなど、新たに様々な課題を発生させている。基礎自治体が土地利用全体について責任を負う観点から、あらたな土地利用に関する制度のあり方が問われている。

さらに、農業をとりまく状況も大きな転換期を迎えており、企業の農業参入、農業の六次産業化、グリーンツーリズムの展開など、産業競争力の強化が求められている。

わが国の土地利用に係る法体系は重層的で複雑である。総合的かつ計画的な土地利用を行うためには、本来、都市と農村は前掲の欧州各国の様に、一元的で包括的な土地利用に係る法体系であるべきであり、同時に、一元的な主体として基礎自治体が土地利用を総合的に管理するべきであり、そのために基礎自治体は土地利用に関する計画を策定し、それに基づいて土地の開発行為・建築行為等を規制する権限を一括して担うことが望まれる。

また、土地利用規制のない、いわゆる白地に対する規制も含めたゾーニング規制のあり方を見直し、土地利用規制のデフォルトをつよめることが望まれる。さらに、基礎自治体の範囲をこえた適切な広域調整の仕組みの構築もあわせて検討すべきである。

そのため、都市計画法、建築基準法、景観法、農地法、農振法、森林法等の全面改正と、あらたな統一的な「都市農村計画法(仮称)」の制定が望まれる